「(仮称) 豊島区公契約条例」に対するパブリックコメント実施結果

1. 意見募集の概要

(1) 募集期間 令和7年7月25日(金)~令和7年8月22日(金)

(2) 周知方法 広報としま8月1日号掲載、区ホームページ掲載

(3) 閲覧場所 契約管財課 (本庁舎7階)、行政情報コーナー (本庁舎4階)、東西

区民事務所、各図書館(上池袋、雑司が谷を除く)

(4) 受付方法・件数 郵送 0件、窓口持参 0件、FAX 1件、メール 10件

(5) 意見件数 37件

※同一人(団体)から複数の意見が提出されたため、

(4) 受付件数の合計と一致しません。

2. ご意見の概要と区の考え方

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
1	公契約条例を定めることについて は賛成。	6	本条例の制定により、区が発注する公共工事等の品質を確保するとともに、その業務に従事する労働者等の労働環境確保という目的を達成できるよう、引き続き努めてまいります。
2	第8条について、労務単価や最低賃金を遵守させることは当然であると考える。しかし、8条(2)の労働者に対しての報酬だが、最低賃金を効率的に使うことは当然だが、物価情勢を考慮し、生活基準額を調を支払うことはなんら反対のあるからこそ、労働基準や労働衛生などを遵守する企業に対しては労働者の賃金を上向かせることができる報酬を支払ってほしい。企業への労働環境改善へのインセンティブにもなると考える。	1	労働報酬下限額については、(仮称) 豊島区公契約審議会における審議 と答申を踏まえ決定する予定です。 ご意見を踏まえ、適正な価格となる よう検討してまいります。

3	第16条3の以下部分について、「2 人以内」ということは、「0名」でも 良いことになる。1~3の有識者・関 係者のいずれが欠けても公平な審 議ができるとは言えないため、いず れの有識者・関係者も「1人以上、 2人以内」と定めてほしい。	1	公平な審議のため、会議の開催にあ たっては各分野の委員の出席が必 要と認識しております。ただし、予 期せぬ辞職などによって委員数が 下限を下回り、諮問等の審議を伴わ ない手続きまで行えなくなること を避けるため、委員数の下限を定め る考えはございません。
4	豊島区が公契約に関する条例を制定するにあたって、条例制定の趣旨を前文として記すことで条例が目指す趣旨について引き継がれていくのではないかと考えます。 前文の挿入についてご検討お願いします。	1	条例の趣旨については第1条(目的)に記載していることから、前文の挿入は考えておりません。
5	第一条(目的)について 今回条は、労働報 ILO型 関素をといり、ものをとなっておりなり、ものをののののののののののののののののののののののののののののののののののの	1	第3条に記載した基本方針の内容 と重複することから、第1条での記 載は考えておりません。

	する公共工事等の品質を確保し、も		
	って区民の福祉の増進及び地域経		
	済の活性化に寄与することを目的		
	とする。		
6	第二条3号(特いて) (特いて) (特いて) (特いて) (特いて) (表) (表) (表) (表) (力) (表) (表) (表	1	特定公契約の対象金額については、 受注者の事務負担等を考慮しながら外部委員による検討会議において検討会は、附則2「施行日から起算して3年ごとに、この条例の施行後は、でからをは、その結果に対いるときは、その結果に基づいるときは、そのとする。」に基づき、(仮称)豊島区公契約審議会においてまいります。また、の対象金額についても、においります。また、例対応による事務負担を精査し、必要に応じて検討いたします。
7	第4条(区の責務)について 冒頭の「区は」の箇所は「区長は」	1	第4条は区としての責務を定める 趣旨であり、適切な表現だと考えて
	に修正すべきと思います。		おります。

8	第13条(是正措置)について 違反していると認められた際には、区の姿勢と して当然是正を求めていく必要があるかと思 います。 よって「求めることができる」ではなく、「求 めなければならない」ないしは「命じなければ ならない」などに修正したほうがよいのではな いでしょうか。	1	違反が認められた際に原則是正を 求めていくことを前提としつつ、 違反が認められたが既に是正され ている場合など、是正を求めるこ とが不要なケースも想定されるこ とから、この表現が適切だと考え ております。
9	第15条(公表)について 違反が判明した場合は公表を原則とすべきと 思います。よって、「できる」ではなく「公表 する。」と明記したほうが良いと考えます。	1	第 15 条第 2 項では公表しようとするときには、あらかじめ当該特定受注者又は特定受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならないとしており、当該受注者が既に倒産しているなど、公表が困難なケースも想定されることから、この表現が適切だと考えております。
10	契約により受注者に労働報酬下限額の支払いを義務づける ILO 型の条例となっており、公共工事・サービスの品質の確保、および、労働者等の労働環境確保の実効性を高める条例案となっていることを評価したい。	3	本条例の制定により、区が発注する公共工事等の品質を確保するとともに、その業務に従事する労働者等の労働環境確保という目的を達成できるよう、引き続き努めてまいります。
11	条例制定に向けた検討スケジュール 他自治体の公契約条例審議会は10~12月のスケジュールで進めているものの、民間賃金動 向、秋の特別区人事院委員会勧告等を十分に勘 案するなど、審議を尽くせないまま時間切れとなっている。 8月上旬には春闘結果のまとめ、東京都最賃の 引き上げなど、当年度の民間賃金相場の動向が明らかになる。 施行初年度から、8月下旬に審議会を開催するようご検討いただきたい。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、審議会に ついては適正な時期に開催できる よう検討してまいります。

12	労働報酬下限額の支払いの実効性を担保するため、労働者が事業者に対して労働報酬下限額という労働債権を確実に請求できるよう、次のことを条例に定める必要があります。 (1)労働者に対する公契約条例および条例対象事業の労働報酬下限額について、個々の労働者が該当する職種を含めて、確認できる方法による周知の実施 (2)労働報酬下限額の未払い又は労働報酬が労働報酬下限額を下回る場合に、当該労働者が区(公契約の当事者)に対して申し出を行う権利 (3)上記申し出をした労働者に対する事業者による不利益取り扱いの禁止、申し出に関しては公益通報者保護法に準じた措置を明記すること	2	(1)条例の施行前に十分な周知期間を設ける予定のため、条例におりる予定のため、考えはありまいて周知の実施を定める考えはありません。 (2)条例(案)第10条によります。 (3)条例(案)第10条によります。 (3)不利益取扱いの禁止によります。 (3)不利益取扱いの禁止によります。 (3)本別(案)第11条によるおります。 は、条例(案)第11条による対象による対象によるが保護の対象が保護の対象が保護の対象とされております。
13	労働報酬に関する受注者の「連帯責任」 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払 うべき労働報酬を支払わないとき、または受注 関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下 限額を下回るときには、当該受注関係者と連携 して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相 当する金額又は労働報酬下限額と当該支払っ た労働報酬の額との差額に相当する金額を支 払わなければならないことを下請保護や元請 責任(建設業法)の観点から盛り込むことが必 要です。 条例内容を形骸化させないためにも、第9条の 「別表」(4)特定受注者の連帯責任は、必ず 条例で定めてください。	2	当該事項については、パブリック コメントで示した条例素案のとお り、定めることを予定しておりま す。

14	目的の内容 条例案に記載されている、公共工事等の品質確保、賃金引上げとダンピング防止、労働者等の労働環境確保を目的とすることに賛同するとともに必ず、第1条、目的に記載してください。加えて、第3条の基本方針や第6条の区内業者の活用だけでなく、第1条、目的にも『区内業者の活用・育成』を記載してください。	2	第3条及び第6条に記載した内容 と重複することから、第1条での 記載は考えておりません。
15	審議会では他区と同様、閉鎖的な運用とせず、一般傍聴も可能とし開かれた公契約条例審議会としてください。また、審議会では、単に労働者の下限額のみを議論とするのではなく、区内業者の育成や地域経済の発展に関わる諸課題についても意見交換を行い、幅広く公共サービスの向上に資する議論を行う場としてください。 さらに、審議会の開催は、審議会の意見が区の発注等に十分に反映されるためにも、予算編成を考慮した開催日程としてください。	2	(仮称) 豊島区公契約審議会については、傍聴を可能とすることを考えており、具体的な運用については規則で定めていくことを予定しております。また、同審議会では、労働報酬下限額の他、その他公契約に関する必要な事項を審議する予定です。ご意見の趣旨を踏まえ、ご意見の趣旨を踏まえ、ご意見の趣旨を踏まえ、ご意見の趣旨を踏まえ、ご意見の趣旨を踏まえ、ご意見の起言を踏まえ、ご意見の起言を踏まえ、では、適正な時期に開催できるよう検討してまいります。
16	受注者が、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合、当該業務に従事する労働者の雇用安定、当該業務の質の維持および継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めることを定める必要があります。第9条『別表』の継続雇用は、必ず条例で定めてください。	2	当該事項については、パブリック コメントで示した条例素案のとお り、定めることを予定しておりま す。
17	よく読まないとわかりづらいです。 働く人のためのものと思いますがもっとわか りやすくしてください。 住民に十分知らせる期間も取ってください。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、区民や労働者の方々にご理解いただけるよう条例の施行までに十分な周知期間を設ける予定です。あわせて効果的な周知に向けて工夫してまいります。

印刷や出版は東京都の地場産業です。特に、豊 島区は都内でも大手から中小・零細の印刷出版 関連事業者が集中している自治体のひとつで す。中小・零細の事業者が適正な利益を得て、 そこに働く労働者の労働条件が適正に守られ、 人材の確保が行われるよう、官公需印刷物にも 適用される条例となることを求めます。

条例案への具体的な加筆要請は以下の赤字部 分になります

(目的)

第1条 この条例は、豊島区(以下「区」という。)におけるすべての公契約に関し、基本方針及びその他必要な事項を定めることにより、区が発注する公共工事、および印刷物等を含む物品の製造の品質を確保するとともに、その業務に従事する労働者の賃金引上げやダンピング防止につなげ、労働者等の労働環境確保の実効性を高め、もって区民の福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

第2条(3)特定公契約 次に掲げる公契約をいう。ただし、受注者が国、地方公共団体その他規則で定める者である公契約を除く。

ア 区が発注する工事又は製造の請負契約の うち、予定価格が3,000万円以上のもの (第1条の修正について)

特定公契約の対象範囲の拡大については、条例の施行状況を勘案しながら、今後の検討課題としていきます。

(第2条の修正について)

1

1

特定公契約の対象金額については、受注者の事務負担等を考慮しながら検討してまいりました。今後は、附則2「施行日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」により、対象金額についても検討を続けてまいります。

条例案への具体的な加筆要請は以下の赤字部 分になります

第3条 区における公契約に係る基本方針は、 次のとおりとする。

(1) 適正な履行の確保、良好な品質の確保、経 済性が担保される適正価格での調達を実現す ること。

(2) 締結過程および履行過程において手続きの透明性の確保、公正な競争を促進すること。

(第1号の修正について)

第3条第5号において「地域経済 の活性化に資すること」を掲げて いることから、ご提案の趣旨はそ ちらに含まれているものと考えて おります。

(第2号の修正について)

事業者選定など、ご提案以外の手 続きの透明性の確保なども重要と 考えることから、現在の表現が適 切だと考えております。

18

19

20	条例案への具体的な加筆要請は以下の赤字部分になります 第5条 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、公契約に係る業務の公共性を認識し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。 2 受注者は、労働者に適正な賃金を支払い、労働者等の適正な労働条件の確保及び、その向上をはかり、その他の労働環境の整備に努めなければならない。	1	公契約条例の趣旨をより適切に表 現したものとして、ご提案の趣旨 を踏まえた修正をいたします。
21	条例案への具体的な加筆要請は以下の赤字部分になります 第16条 区長の附属機関として、豊島区公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、区長に意見を述べるものとする。 (1)第1条の規定によるこの条例の目的の達成度の評価 (2)第8条第1項の規定による労働報酬下限額(3)第2条第3号の規定による特定公契約の対象となる公契約の範囲 (4)その他公契約に関する必要な事項3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。 (1)学識経験を有する者2人以内 (2)労働者団体関係者3人以内 (3)事業者団体関係者3人以内	1	(第2項の修正について) ご提案の趣旨を踏まえた修正をいたします。 (第3項の修正について) 委員の上限については、各分野ごとに同数であることが望ましいと考えており、現在の条例案が適切であると考えております。
22	世田谷区では、予定価格が50万円を超える契約の締結にあたり、事業者に「世田谷区公契約条例」の規定に基づく「労働条件確認帳票(チェックシート)」の提出を求め、それを閲覧可能にしています。これを参考に、貴自治体でも同様の対応を行うことを求めます。	1	受注者の負担などを考慮し、施行状況を勘案しながら、今後の検討課題としていきます。

23	原材料価格やエネルギー価格が上昇しています。予定価格に対し、受発注後に原材料費、エネルギー費、だけでなく、公正取引委員会は『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』が発表され、強化月間などの取り組み、価格転嫁に応じない企業の公表など取り組みの強化もされています。この「労務費の価格転嫁」について、公正取引委員会は公契約も排除しないと回答を得ています。持続可能な社会・自治体運営のためにも、労務費などの価格変動がフィードバックをされるように制度設計をしてください。円滑な価格転嫁ができるよう配慮することを求めます。	1	豊島区では、物価高騰等の影響に よる契約後の契約変更協議等、必 要に応じて対応しております。 今後も、適切な価格交渉、価格転 嫁への配慮を引き続き行ってまい ります。
24	公契約条例の運用にあたり、適切に情報公開が 行われるよう求めます。	1	(仮称) 豊島区公契約審議会は傍聴を可能とすることを考えております。 その他、公契約条例に関する情報の公開についても、適切に対応してまいります。
25	条例制定後に運用面の検討になってくるかと 思うのですが、労働報酬下限額(公共労務単価 には経費も含まれているので報酬イコールに はならないかと思います)や運用に対する受注 者側に求められる書類などどのように運用さ れるかについては、引き続き各業界の意見も取 り入れていただきたいと考えております。	1	労働報酬下限額については、(仮称) 豊島区公契約審議会における 審議と答申を踏まえ決定する予定 です。ご意見を踏まえ、適正な価格となるよう検討してまいります。 また、受注者に求める書類等の運用についても、引き続き事業者団体からのご意見をお伺いしながら検討してまいります。